

第 114 回 柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会定例会 「市町村による原子力安全対策に関する研究会」の経緯と概要について

平成 24 年 12 月 5 日
柏崎市防災・原子力課

1 発足の背景及び主な成果

新潟県による原子力防災に関する勉強会（平成 23 年 7 月 12 日～9 月 5 日）

- ・ 福島第一原子力発電所事故を受け、新潟県は、柏崎刈羽原子力発電所から半径 50 キロ圏内の市町村を対象に勉強会を計 4 回開催。
- ・ 専門性が高く、かつ原子力防災対策について理解が不十分として、勉強会の継続を県内各自治体は要望。

市町村による原子力安全に関する研究会（平成 23 年 9 月 12 日設置）資料 1

- ・ 住民への説明責任を果たす基礎自治体が連携する必要があるとして、原子力安全に関する任意の勉強会として会を立ち上げた。
- ・ この頃、県内でも堆肥や浄水場汚泥などから放射性物質が検出されるなどの問題や原子力の安全性、安全協定など知識の習得を欲していた。
- ・ 長岡市・新潟市・上越市の三市長が幹事（森長岡市長が代表幹事）。柏崎市及び刈羽村はオブザーバーとして関わる。

平成 24 年 2 月 9 日（第 5 回研究会）

- ・ 県内 28 市町村が東京電力（株）と通報連絡協定を締結・・・参考資料
- ・ 研究会と県実務担当とのワーキンググループによる「実効性のある避難計画」を承認（長岡市ホームページ（下記アドレス）参照）

平成 24 年 11 月 2 日（第 8 回研究会）

- ・ 「実効性のある避難計画（暫定版）」を承認・・・別冊

2 研究会の活動

- 研究テーマ等・・・資料 2

- ・ 担当幹事主催の分科会、講演会などを実施
要望・要請事項
- ・ 平成 23 年 12 月 26 日 環境省大臣へ原子力発電所の安全対策等に関する要望
- ・ 平成 24 年 1 月 16 日 新潟県知事へ原子力発電所の安全対策等に関する要望
報告書
- ・ 平成 24 年 2 月 9 日 研究会・県実務者 WG「実効性のある避難計画」（報告）
- ・ 平成 24 年 11 月 2 日 研究会「実効性のある避難計画（暫定版）」

3 今後の活動予定

実効性のある避難計画（暫定版）

- ・ 研究会としての活動は一区切り。当該計画の理念を基に、各自治体において地域防災計画を作成する。
安全協定の締結
- ・ 県内 28 市町村が足並みを揃え、通報連絡協定を発展的に解消し安全協定の締結を目指す。

情報元：市町村研究会 HP（長岡市原子力安全対策室）
<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/nuclear-safety/>

市町村による原子力安全対策に関する研究会の活動の概要

年月日	会議等	回数	活動内容等	資料
平成23年9月12日	研究会	第1回	・長岡市、新潟市、上越市が幹事。事務局は長岡市。 ・柏崎市及び刈羽村はオブザーバー（当初はアドバイザー）として関わる。	1
平成23年9月20日	研究会	第2回	・県内21市町村（柏崎・刈羽含む）が参画 ・会の運営、原子力防災体制について県危機管理監の説明を受け研究会開始	
平成23年10月17日	研究会	第3回	・原子力発電所の安全対策について（柏崎刈羽原子力発電所 横村所長が説明） ・研究テーマの決定及び分科会研究報告	
平成23年11月30日	研究会	第4回	・柏崎刈羽原子力発電所の視察、意見交換 ・安全協定（上越市）、安定ヨウ素剤（見附市）の研究報告	
平成23年12月16日	その他		・新潟県作成「柏崎刈羽原子力発電所の過酷事故時の対策の考え方」に対する意見提出 避難を必要としないほどの原発の安全性、研究会と県とのワーキンググループ設置の提案	
平成23年12月26日	要請・要望		【環境大臣】 研究会が「原子力発電所の安全対策等に関する要望」を提出	
	WG		・市町村研究会と新潟県実務担当者による原子力安全対策ワーキンググループの設置	
平成24年1月6日	WG	第1回	・実効性のある原子力安全対策を構築を目的に実施 （柏崎刈羽原発の安全性確保・実効性のある避難計画・法整備など国との連携・原子力安全対策など）	
平成24年1月16日	要請・要望		【新潟県知事】研究会が「原子力発電所の安全対策等に関する要望」を提出	
	その他		・県内全30市町村が研究会に参画	
平成24年1月18日	WG	第2回	・実効性のある避難計画作成に向けた具体的検討項目の洗い出し	
平成24年2月9日	研究会	第5回	・県内28市町村と東京電力（株）の間において、「通報連絡協定」を締結	参考資料
			・WGによる「実効性のある避難計画」報告を承認 県と市町村の役割分担を整理し今後の防災計画作りに反映させることを目的	下記ホームページ参照
平成24年4月3日	研究会	第6回	・24年度の活動方針「E P Z及び避難計画」を「屋内退避」、「避難誘導・交通規制」、「避難者受入」に再分割 ・立地市村を除く県内市町村は足並みを揃え安全協定を締結することで基本的に了承	2
平成24年5月17～18日	その他		【福島現地視察】視察者は自治体実務担当者レベル ・避難自治体として、葛尾村（三春町へ避難）と田村市（一部が避難・警戒区域） ・受入自治体として、いわき市、郡山市を訪問	
平成24年6月9日	研究会	第7回	・瀬戸孝則福島市長を招聘し、講演会開催。 ・福島現地視察報告、「実効性のある避難計画」作成に向けた検討状況報告	3 （視察報告は下記 HP参照）
平成24年8月28日	その他		・実務担当者による集中検討会実施（国の担当者による危機管理体制の見直し等の説明含む）	
平成24年11月2日	研究会	第8回	【実効性のある避難計画（暫定版）】を研究会として承認	別冊

WG：市町村研究会と新潟県実務担当者による原子力安全対策ワーキングの略

市町村研究会情報：長岡市ホームページ（<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/nuclear-safety/>）

原子力安全対策に関する研究会運営について

1. 設立の趣旨

原子力災害から市民生活を守るためには、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を確保することが最重要の課題である。市民に対する説明責任を負う市としては、この問題に対し正面から向き合い、国や県が出す見解をそしゃくし判断できる実力を備える必要がある。

しかしながら、原子力防災は極めて専門性が高く、自治体が単独かつ短時間で体制を整備していくことは大変困難である。そこで、市民生活の安全安心をめざし、県内の自治体が連携し原子力安全対策に関する任意の研究会（以下「会」という。）を開催する。

2. 構成員

- ・会の設立趣旨に賛同する県内の自治体とする。

3. 会 議

- ・会議の種類は、首長による会議、原子力防災担当者による会議と幹事会とする。

4. 役員及びアドバイザー

- ・会の運営のため幹事三名を置く。うち一人を代表幹事とする。
幹事 新潟市長、長岡市長（代表幹事）、上越市長
- ・会の運営の支援を受けるためアドバイザー若干名を置く。
※ 柏崎市長、刈羽村長に依頼する。

5. 当面の活動

原子力発電所の安全その他市民の安全確保のため、当面次の活動を行う。

- ・原子力安全委員会事務局等、国の機関から情報提供を受ける。
- ・新潟県から情報提供を受ける。
- ・東京電力へのヒアリングを行う。
- ・東京電力との安全性を確認するための協議を行う。
- ・敦賀市長等関係市長を招いての意見交換を行う。
- ・他都市との連携（松山市、松江市等）を行う。

年度内は、概ね上記の活動を行い年度末を目処に検証を行う。

平成24年度 研究会活動（案）について

◇ 研究テーマ

- 8つの研究テーマについては継続して研究を進める
- 本年2月、県の実務担当者とWGで「実効性のある避難計画（報告）」を作成した。
- 報告では、市町村と県の役割を明確に定めたことから、新たなテーマを追加し研究を進める。（詳細は実務担当者でつめる）
- 県とも共同で検討を進める。

<研究テーマと担当市>

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ○ 原発の安全性 | (◎長岡市、柏崎市) |
| ○ 浄水場などの汚泥対策 | (◎新潟市、阿賀野市) |
| ○ 土壌汚染対策 | (◎十日町市) |
| ○ 堆肥対策 | (◎胎内市、長岡市、佐渡市) |
| ○ 安定ヨウ素剤 | (◎見附市、佐渡市) |
| ○ 安全協定 | (◎上越市、燕市) |
| ○ EPZ及び避難計画 | (◎三条市、長岡市、小千谷市) |
| ○ 県外原発との関り方 | (◎糸魚川市) |



<新たなテーマの例>

- 屋内退避 ○ 避難誘導・交通規制 ○ 避難者受入 等

◇ 福島現地視察

現場の生の声を「実効性のある避難計画の策定」に活かすため、実務担当者による福島視察を実施する。（5月上旬予定）

福島現地視察の“主なポイント”

～ 過酷事故を最前線に対応した市町村担当へのヒアリング結果～

1 通報連絡

情報のほとんどはテレビから得ていた。震災当初、国県、事業者からの情報はほとんど無かった。(共通)

国県から電話やFAX等で情報は来ていたが、かなり遅れていた。(田村市)

2 住民避難

交通渋滞や他市町村からの避難者もいて混乱した。(共通)

国が民間バス会社のバスを押さえてしまっていて、バスの確保に苦労した。(いわき市)

避難指示の放送を村長がしなかったこと、役場に職員を残さなかったことを村民から指摘された。(葛尾村)

前日に避難マニュアルを作成し、職員に配布していたことで避難が円滑に行われた。(葛尾村)

3 安定ヨウ素剤

国県から、配布・服用についての指示は無かった。(共通)

住民には被ばくに対する不安や恐怖等があったため、市独自の判断で40歳未満に配布した。(いわき市)

4 その他

複合災害の場合、地震の対応で目一杯。原子力災害による他自治体からの避難者受入れは困難であるため、県と市の役割分担を明確にする必要がある。(郡山市)

避難者受入れの初動期は体育館が有効。長期化の場合、プライバシー保護の観点から教室も有効。(田村市)

得られた教訓を今後の「実効性のある避難計画」に生かしていく。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所における事故等の通報連絡に関する協定書

長岡市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、長岡市民の安全及び安心を確保することを目的とし、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）における事故、故障等の発生時の通報連絡に関し、次のとおり協定を締結する。

（通報連絡の内容及び時期）

第1条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合

(2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その旨を報道機関に情報提供しようとするときは、甲に対し、報道機関に情報提供する内容を連絡するものとする。ただし、消耗品の取替えその他簡易な補修による復旧等日常の保守管理の範囲のものを除く。

(1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第19条の17の規定により経済産業大臣に報告するとき。

(2) 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条の規定により経済産業大臣に報告するとき。

(3) 原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、原子炉が停止したとき又は原子炉の運転停止が必要となったとき。

(4) 原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、5パーセントを超える原子炉の出力変化が生じたとき又は原子炉の出力変化が必要となったとき。

(5) 気体状又は液体状の放射性廃棄物を排気又は排水設備により放出した場合において、乙が定める原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める放出管理目標値を超えたとき。

(6) 核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射線同位元素の輸送中における事故が発生したとき。

(7) 核燃料物質等又は放射性同位元素の盗難又は所在不明が生じたとき。

(8) 乙が事故、故障等の発生又はそのおそれによる施設からの退避又は立入規制を指示したとき（第1号に該当する場合を除く。）。

(9) 放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポスト等の故障が発生したとき。

(10) 発電所敷地内における火災の発生又はそのおそれのあるとき。

(11) 発電所周辺における震度3以上の地震により発電所への影響が生じたとき又はそのおそれのあるとき。

(12) 原子炉の運転中において、原子炉施設又は原子炉施設を除く施設の故障により極めて軽度な計画外の出力の変化が生じたとき又は出力を抑制する必要が生じたとき（台風、雷等の自然災害に起因し、又は発電所を除く電力系統に起因するときを除く。）。

(13) 原子炉の運転中又は停止中において、燃料に係る極めて軽度な故障が認められたとき又は故障が想定されるとき。

(14) 前2号に掲げるもののほか、原子炉の運転に関連する主要な機器に極めて軽度な機能低下が生じたとき又は機能低下が生ずるおそれのあるとき（当該機器の機能低下により、プラントの運転に直接影響を及ぼす系統の機能の低下がなく、又は低下のおそれもないときを除く。）。

(15) 保安規定に定める運転上の制限の逸脱があったとき。

(16) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の極めて軽度な計画外の排出があったとき。

(17) 機器の故障、誤操作等により、管理区域内における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の極めて軽度な漏えい（単に増締め等により速やかに復旧する場合及び定期検査等における予防措置を講じた上で作業を行った場合に生じた漏えいを除く。）が生じたとき。

(18) 従事者及び従事者以外の者に極めて軽度な計画外の被ばくがあったとき。

(19) 原子炉施設における休業を要する極めて軽度な人的障害が発生したとき。

(20) 原子炉等の内部で異物を発見したとき。

(21) 発電機の解列又は原子炉の運転停止であって、計画外のもの又は前各号による連絡がなされないものが生じたとき。

(22) 前各号に掲げるもののほか、発電所の事故、故障等について乙の判断により公表する事象が発生したとき。

（連絡体制及び方法）

第2条 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を選任するとともに、連絡を受発信する電話番号等を定め、相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の通知に変更があるときは、それぞれその旨を通知するものとする。

3 乙は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により連絡を行うものとする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる場合 特定事象発生通報（原子炉施設）（様式1）

(2) 前条第1項第2号に掲げる場合 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの報告様式（原子炉施設）（様式2）

(3) 前条第2項に規定する場合 乙が報道機関に提供する書面

4 前項の連絡は、ファクシミリにより行うものとする。ただし、緊急を要し、ファクシミリにより行うことができない場合又は通信回線の不具合等がある場合は、電話その他の手段により行うものとする。

5 乙は、前項の規定による連絡を行ったときは、第1項に規定する甲の連絡責任者に対し、その旨を通知するものとする。

（協定の変更）

第3条 この協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれからも当該変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

（その他）

第4条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定成立の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年2月9日

甲 長岡市
長岡市長 森 民 夫

乙 東京電力株式会社
取締役社長 西 澤 俊 夫